



墓じまいの（改葬）から樹木葬への納骨手順



誰がどこに	何をする？
1 自身が 親族と 今のお墓管理者に	墓じまいの相談 親族間とのトラブルを避けるため事前に必ず相談しましょう。またお墓の管理者にも申し伝えましょう。
2 自身が 荘厳院で	行き先の決定 新しいお墓を買う＋受入証明書の入手（永代使用許可書（原本）の発行）
3 自身が 役所で	改葬許可申請書の入手 古いお墓がある墓地の市区町村の役所から「改葬許可申請書」をもらう。
4 自身が 管理者に	埋葬証明書の入手 「改葬許可申請書」に必要事項を記入し、遺骨のある墓地の管理者から埋葬証明の署名・捺印をもらう。
5 自身が 役所で	改葬許可書の交付 署名・捺印を終えた「改葬許可申請書」と移転先の「受入証明書」若しくは「永代使用許可書」（原本）を遺骨のある市区町村の役所へ提出し、「改装許可書」を交付してもらう。
6 指定業者と 管理者が	閉眼供養 遺骨のある墓地で遺骨を取り出す。 ○遺骨のあった墓地は更地に戻して、墓地管理者に返還します。 ○古い墓石は、供養の対象からはずすための法要「閉眼法要（魂抜き）」を行います。
7 自身が 荘厳院に	新しいお墓に納骨 移転先の墓地に「永代使用許可書」と「改葬許可証」を提出し、納骨する。

- ※指定業者は、お墓がある地域の工事業者となります。
- ※市区町村により書類の仕様が違う場合がございます。
- ※改葬許可申請において、謄本等の取得が必要になる場合があります。